

<概要版>

栃木市上下水道事業調査委員会(第5回)会議録

開催日時	令和5年1月19日(木) 13:30~15:00
開催場所	栃木市上下水道局庁舎 会議室(管理棟内)
出席委員	児玉博昭委員、湯川晴美委員、大栗利夫委員、門沢イミ子委員 増山由美委員、和久井賢司委員、進上一巳委員、篠崎正美委員、 山ノ井一男委員、深津智子委員、池澤佐知子委員、小木ナヲ委員、 市村隆委員(欠席:坂東一敏委員)
市	(欠席:上下水道局長) 上下水道総務課:課長、副主幹兼経営係長、課長補佐兼経理係長 副主幹兼料金係長、経営係職員 水道建設課:課長、副主幹兼施設係長 下水道建設課:課長、副主幹兼管理係長
委員長あいさつ	児玉委員長よりあいさつ
議事概要	<p>(1) 答申(案)について 資料により説明(経営係長より説明) 各項目の内容について、意見及び記述の確認</p> <p>[P. 2~3]</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 水道料金の見直しについて</p> <p>(1) 水道事業の現状と課題</p> <p>(2) 適正な供給単価</p> <p>(3) 水道料金体系</p> <p>ア 基本水量について</p> <p>イ 基本料金と従量料金</p> <p style="text-align: center;"><委員異議なし></p> <p>[P. 4~5]</p> <p>3. 下水道使用料の見直しについて</p> <p>(1) 下水道事業の現状と課題</p> <p>(2) 適正な使用料単価</p> <p>(3) 下水道使用料体系</p> <p>ア 基本水量について</p> <p>イ 基本料金と従量料金</p> <p>ウ 地下水使用者の下水道使用料算定</p>

<ウ 地下水使用者の下水道使用料算定についての質疑>

【委員質疑】

下水道使用料については地下水使用の場合の人数制でいくと、現在の藤岡の農業集落排水と比べ、5人家族で5,200円が6,300円になり20%上がるが、下水道使用料が20%値上げということによろしいか？

(回 答)

下水道については10%で、現行の平均単価137円が150円となる。ただし、水道水を使っていない井戸水世帯の下水道使用料については、1人あたりの使用水量を見直すことで値上げとなる。

今まで1人あたり7m³での料金であったが、統計をみると、国と栃木市、それぞれほぼ9m³を平均で使用しているということで、是正をして9m³をいただく。そうしないと水道水を使っている方との公平性が取れないとのことで、その分人数制による農業集落排水や井戸水世帯の方は、負担が増えるという形となる。

【委員質疑】

私共は、藤岡の農業集落排水で、赤ちゃんを含めて5人なので、値上がりか痛いと思う。

(回 答)

何歳から何歳までが何m³と設定するのもなかなか難しいことで、現在、水道を使っている人は1人あたり平均9m³を使っており、それを現状は7m³分しか請求していないので、負担は増えるが適正な水量になるかと思う。

今は、その分水道水を使っている世帯に負担が掛かっていると思われるので、その是正のために、9m³という形にさせていただきたいというものである。

【議 長】

赤ちゃんから大人まで同じ水量とみなすというのは納得いかない点もあるが、水道使用者に比べて妥当な水準とご理解いただければ。

[P. 5]

4. その他(経営係長より説明)

- (1) 口座振替割引制度の廃止について
- (2) その他の意見

【議 長】

答申の中で織り込んでいない内容もある。あらゆる条件を加味するのは理想ではあるが、流動的な社会事情もあるので、まずは現時点で少なくともこれには取り組まなければというラインで、議論を進めさせていただいた。

物価高、燃料高は今後も継続的に注視していく必要があり、経営とはまさに時々に応じてやりくりをしていくことなので、答申は当面の結論ということになる。

【委員質疑】

今、委員長がおっしゃったように、検討を始めてから今日に至るまでに、物価が高騰して電気代が上がっている。ある程度、5年間で目算をし、この金額を提案されたと思うが、現状、実際に上がった分に対しては予想をしてなかったことだと思う。

これが今後続くかどうかはわからないが、現状でどのぐらい変わってくるのか？

(回 答)

この答申案のとおりで行くと、水道で約2億円の収入の増が見込めるが、ほとんど同額で電気代が上がっているため電気代がこのレベルで推移すると今回の値上げ分が、まるごと電気代になってしまう。

下水道については、1億3,000万円ほど収入が増える予定であるが、市の施設で処理している農業集落排水等の施設では1,000万円弱の電気代の値上がり、県の施設での排水処理では負担金という形で市が負担をしており、電気代がどれぐらい上がるか県も見込みを出せない状況である。

【委員質疑】

参考資料の7ページについて、下水道の農業集落排水の関係で、西方地域、大平地域が上がり、藤岡地域は下がる体系での見直しをした場合に、これで採算が取れるのか、赤字になるのではないか。

また、上がる地域の人は何でと思う人もいると思う。そのところを説明していただきたい。

(回 答)

これについては、第3回の会議で説明したとおり、現状の単価として西方と大平は公共下水道と同じで、藤岡については高い金額により負担しているということで諮り、農業集落排水と公共下水道とで、作った経緯が違うために料金がわかれているが、そこを合わせた方がいいか、それともそれぞれの方がいいか、また農業集落排水だけを合わせた方がいいかという3パターンの提案をしたところである。

その手法によって、同じ集合処理にて処理しているところの料金に差をつけるのはよろしくないのではないかという委員会での意見をいただき、このような使用料設定になった。

ただし、経営にその分重くのしかかってくるのではないかという質問だが、藤岡の農業集落排水の接続人数が、公共下水道や大平、西方の農集の接続人数、使用料に比べて格段に少ないため、藤岡が実質値下げになるということでの影響というのは、かなり少ないと考えている。

【議 長】

農業集落排水については、料金体系も水準もまちまちであり、それを統一するのが妥当であると当委員会で結論づけた結果このような形になった。個別には実質値上げ、値下げということはあるかもしれない。

【議 長】

これまでの議論をまとめたので、特段異議がないかと思う。特に異議がないので、本答申案については、当委員会において了承とさせていただきます。

(2) 調査委員会の今後について（経営係長より説明）

今回の調査委員会については、料金の見直しを検討するにあたり開催となったが、条例の事業の目的には、上下水道事業の計画に関する調査検討もある。今後の上下水道事業の経営や計画等について、特に来年度については、水道ビジョン、下水道経営戦略等の見直しを予定しており、本調査委員会を常設とし、年に数回程度開催をさせていただきたいと考えている。委員の任期については、今年の11月4日までとなっており、条例上、委員を再任されることができる旨も明記されているので、ぜひ継続させていただきたいと考えている。委員会の常設及び委員の継続について、検討させていただきたい。

<委員異議なし>

(3) その他

（素案）栃木市生活排水処理構想について（管理係長より説明）

<委員質疑、意見なし>